

せいかつほご  
**生活保護のしおり**

せいかつほご しんせい こくみん けんり  
～生活保護の申請は国民の権利です～



うだしふくしじむしよ  
**宇陀市福祉事務所**

けんこうふくしぶこうせいほごか  
(健康福祉部厚生保護課)

ならけんうだしはいばらしもいだに ばんち  
奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3

でんわ 電話0745-82-2221 (ちよくつう 直通)

でんわ IP電話0745-88-9079 (ちよくつう 直通)

# 目 次

せいかつ ほ ごと 生活保護とは	.....	P1
せいかつ ほ ごと う 生活保護を受けるための要件	.....	P1
せいかつ ほ ごと ないよう 生活保護の内容	.....	P2
せいかつ ほ ごと き かた 生活保護の決め方	.....	P3
せいかつ ほ ごと けつてい 生活保護が決定されるまで	.....	P4
せいかつ ほ ごと かいし ばあい 生活保護が開始された場合	.....	P5
▶ まも 守っていただくこと	.....	P5
▶ せいかつ ほ ごと へんかん 生活保護を返還していただくことがあります	.....	P6
▶ びょういん 病院にかかるには	.....	P7
▶ げんめん めんじょ 減免・免除について	.....	P7
▶ ちくみんせいいいん ちくたんとういん 地区民生委員と地区担当員	.....	P8

# 生活保護とは

私たちは、生活しているうちに、職を失ったり、高齢や病気・けがなどで収入が少なくなり、手持ちの預貯金や資産などを処分するなどやりくりをしても、どうしても生活ができなくなることがあります。

生活保護は、このようなときに、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送れるように援助することを目的とした制度で、次の法律がもとになっています。

【日本国憲法第25条】 国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

【生活保護法第1条】 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

## 生活保護を受けるための要件

### 1 資産活用

預貯金、生命保険、損害保険、土地、家屋、自動車、貴金属などの資産はまず自分たちの生活のために処分するなどして活用できるものは活用することが要件となります。

ただし、現在お住まいの住宅や障がいなどのために特に必要な自動車、生命保険などは、一定の要件のもとにその保有が認められます。

また、総排気量125cc以下のオートバイ及び原動機付自転車についても、一定の要件を満たせば、保有が認められます。

### 2 能力活用

働く能力のある人は、その能力に応じて働く（働いていない場合は、働くための最善の努力をする）ことが必要です。

なお、福祉事務所では、就労支援員が「就職」から「職場への定着」まで、自立に向けた支援を行っていますので、ご相談ください。

### 3 他の制度の活用

生活保護法以外の制度（健康保険、雇用保険、年金、恩給、手当、労災など）の給付を受けることができる場合は、その手続きをしてください。

#### 【扶養義務者の援助】

扶養義務者（親、子、兄弟姉妹など）からの援助を受けることができるときはそれを優先して受けてください。

※なお、扶養義務者がいるからといって生活保護が受給できないということはありません。また、家庭内暴力や虐待などの事情がある場合には、扶養義務者への照会を見合わせることもあるため、事前にご相談ください

## 生活保護の内容

生活保護には次の8種類の扶助があります。

1) 生活扶助 生活に必要な食費・衣類・光熱水費などの費用です。

特別の需要がある方に対する加算があります。

#### 【加算の例】

- ・妊産婦加算 妊産婦の方への加算
- ・障害者加算 一定の要件を満たした障害のある方への加算
- ・児童養育加算 高等学校等終了前の児童を養育する方への加算
- ・母子加算 ひとり親世帯で、児童を養育している方への加算
- ・介護保険料加算 介護保険一号被保険者（65歳以上）で保険料が普通徴収されている方への加算
- ・冬期加算 冬期（11月～3月）に需要が高まる光熱費等に対応するための加算

2) 教育扶助 小中学校で必要な学用品代、給食費などの費用です。

3) 住宅扶助 家賃、地代または住宅の修理などの費用です。

4) 医療扶助 病気やけがの時の診察、薬剤、通院移送費などの費用です。

5) 介護扶助 介護サービスが必要な場合の費用です。

6) 出産扶助 出産に要する費用です。

7) 生業扶助 高等学校への就学費や技能を身につけたり就職の支度などに必要な費用です。

8) 葬祭扶助 葬祭に要する費用です。

○一時扶助費 毎月の生活保護費の他に臨時的な費用が必要となった場合に、一時的な扶助費（例：被服費、家具什器費、移送費、入学準備金 など）が支給されることがあります。

○就労自立給付金 安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった方に支給できる場合があります。

○進学準備給付金 大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金が支給されます。

なお、支給については、一定の要件や限度額がありますので、事前に福祉事務所にご相談ください。

また、支給方法は金銭で支給される場合（金銭給付）と医療費、介護費のよう福祉事務所が代わって支払いをする場合（現物給付）があります。

## 生活保護の決め方

生活保護は原則として、世帯（くらしをともしている家族など）を単位として、その世帯の最低生活費と世帯全部の収入を比較し、最低生活費に収入が不足する場合にその不足する額が保護費として支給されます。

### 最低生活費

その世帯の実態（人数、年齢、健康状態、住んでいる地域など）をもとに国で決めた基準により計算された一ヶ月分の生活費です。

### 収入

働いて得た収入、年金、手当など他の法律により支給される金銭、親や子、兄弟姉妹などの扶養義務者からの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員の全ての収入です。

生活保護が受けられる場合  
（収入が最低生活費に満たないとき）

最低生活費	
収入	生活保護費

生活保護が受けられない場合  
（収入が最低生活費を上回るとき）

最低生活費	
収入	

- 生活保護は、一緒に生活している家族すべてを一つの世帯として考え、『国が決めたその世帯に応じた生活基準』と『その世帯の全ての収入』とを比較のうえ決めますので、家族のうち収入のない者だけを保護することはできません。

## 生活保護が決定されるまで

### 申請

生活保護を受けるには、原則として本人が扶養義務者または同居のその他の親族の申請が必要です。（申請主義）

なお、明らかに急迫した状況にあるときは、申請がなくても、福祉事務所が職権で保護を開始する場合があります。

### 調査

申請を受けた福祉事務所は、家庭訪問などの方法により生活保護が必要かどうかの調査をします。調査の内容には次のようなものがあります。

現在の生活状況、世帯員の健康状態、扶養義務者の状況、収入、資産、  
今までの生活状況、その他生活保護の決定に必要な事項

申請者の同意を得て銀行、生命保険会社や勤め先など関係先の調査を実施します。

### 決定

調査結果をもとに、生活保護が必要かどうか、また必要ならばどの程度のものなのかを申請のあった日から、14日以内（特別な理由のある場合は30日以内）に決定し、文書で通知します。

申請してから決定通知のあるまでの間に次のようなことがあれば、すぐに福祉事務所に連絡してください。また、困ったことや分からないことがあれば福祉事務所に相談してください。

- 収入が増えたり減ったりしたとき（働いて得た収入、年金、仕送りなどすべての収入）
- 家族に変動があったとき（出生、死亡、転入転出）
- 入院、退院したとき
- その他、生活の状況が変わったとき

※ 福祉事務所長の決定に不服がある場合は、決定を知った日の翌日から3カ月以内に知事に対して審査請求をすることができます。

## 生活保護が開始された場合

### 生活保護費の支給

原則として、毎月5日（その日が土日祝祭日であれば前日の平日）にその月分の生活保護費を金銭で支給します。医療費や介護費については、福祉事務所が直接、医療機関や介護機関に支払います。

### まも 守っていただくこと

#### 1) 届け出の義務（法第61条）

あなたの届け出をもとにして生活保護の内容を決めますので、収入、支出、その他生活状況に変動があったときは、すぐに福祉事務所に届けてください。

正しく収入申告を行えば、次のような控除を受けることができます。

#### ● 就労収入に対する控除

- 基礎控除  
就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が収入から控除されます。
- 未成年者控除  
未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が収入から控除されます。
- その他の必要経費  
社会保険料、所得税、交通費などが控除されます。

#### ● 高校生のアルバイト収入

- 高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校等の入学金など、自立更生の費用に充てられると福祉事務所に認められた場合、収入として認定しない取り扱いとなります。

※その他、自立更生のために充てられると認められるものについても、収入として認定しない取り扱いができる場合もあります。

#### 2) 指導・指示に従う義務（法第62条）

あなたの生活状況に応じて、適切な生活保護を実施するために、指導・指示をすることがあります。指導・指示に従わないときには生活保護が受けられなくなることがあります。

#### 3) 生活上の義務（法第60条）

勤労に励み、支出の節約を図りその他生活の維持、向上に努めてください。

- かけごと、パチンコなどの遊興を慎み、計画的に生活保護費を使わなければなりません。

・生活保護費で支給されている家賃、光熱水費、学校給食費などは、滞りなく支払わなければなりません。

#### 4) 譲渡禁止（法第59条）

生活保護を受ける権利は他人に譲り渡すことはできません。

#### 5) 自動車の保有と他人名義の自動車の使用の禁止

自動車は要件を満たさないと保有はできません。また、他人名義の自動車の使用は原則、認められません。

・生活保護を受けているときは借金をすることはできません。  
したがって、年金証書を担保に銀行などから借入れをすることはできなくなります。

### 生活保護費を返還していただくことがあります

#### 1) 生活保護費の返還（法第63条）

① 生活上の変化や収入の増加により、既に支給した生活保護費が結果として多くなったときには、多くなった分は返還していただきます。

② 急迫した事情などのため、資力がありながら生活保護を受けた場合には、支給した保護金品を、法律に基づいて返還していただくことがあります。

【例】・交通事故の示談金や保険金を受け取ったとき。

・生命保険給付金を受け取ったとき。

・年金などを一度に受け取ったとき。

資力（預貯金・生命保険・土地家屋・交通事故の賠償金・手当や年金の受給権・遺産相続など）があるものの、すぐには活用することができず、急迫した事情などやむを得ない理由がある場合には、いったん生活保護を開始（継続）します。ただし、資力が現金化されるなど、活用できる状態になったときには、それまでに支給した保護費（医療費・介護費を含む）を遡って返還していただきます。この時、世帯の自立の観点から、一部が返還免除される場合もあります。

#### 2) 不正受給の費用徴収と罰則（法第78条・法第85条）

故意に、事実と違う申請をしたり、不正な手段により生活保護費を受け取ったときには、生活保護費を返還していただきます。

また、法律により罰せられることがあります。

※福祉事務所では、定期的に市町村税務部局や日本年金機構などに対して、資産や収入の状況について調査をします。

## 病院にかかるには

- 1) 病院へは、行く前に必ず福祉事務所または地域事務所に届け出をし、医療券または診療依頼書の交付を受けてから行くことになります。医療券の交付には、印鑑が必要です。忘れずに持ってきてください。
- 2) これまで国民健康保険を使っていた人は、生活保護を受けると保険証は使えなくなりますので、市役所に返してください。
- 3) 社会保険証を持っている人は、そのまま引き続き使えますが、保険証と医療券をもって受診してください。
- 4) 医療券は一つの病院に毎月一枚必要です。一つの病院につき一枚です。で総合病院であれば複数の科に受診する場合も一枚で受診できます。但し、歯科にかかるときは別に医療券が必要となります。
- 5) 医療機関は、生活保護法で指定された病院・医院・診療所にかかってください。指定のない医療機関にかかった場合は、自費になることがあります。
- 6) 緊急の場合で、医療券を受け取りに来られない場合は、電話でもかまいませんので、必ず福祉事務所に連絡をしてください。

- 医療機関は、できるだけ近いところにかかることが原則です。
- 同じ病気で、いくつもの医療機関にかかることはできません。
- 交通事故や傷害によるケガは、第三者行為の扱いとして、生活保護では治療できません。地区担当員にご相談ください。

## 減免・免除について

生活保護を受けている人は、つぎのような減免および免除が受けられます。

- ① 国民年金保険料の免除
- ② 市県民税の減免
- ③ 固定資産税の減免
- ④ NHKテレビ受信料の免除
- ⑤ 保育所の保育料の免除
- ⑥ インフルエンザ予防接種自己負担額の免除（65歳以上の場合のみ）
- ⑦ 肺炎球菌予防接種自己負担額の免除（65歳から5歳きざみの方が対象で生涯を通じて1回限り）

## ち く 民 生 委 員 と ち く 担 当 員 地区民生委員と地区担当員

### 1) 民生委員

厚生労働大臣の委嘱を受けて社会福祉全般にわたって、担当する地域のみなさんの相談相手となる人です。

福祉事務所と協力関係にありますので安心して相談してください。

相談を受けたことを他人に漏らすようなことはありません。

### 2) 地区担当員（ケースワーカー）

生活保護が開始になると、福祉事務所の地区担当員が定期的に訪問し、生活保護を適正に実施するために収入や生活状況をお聞きします。

また、生活上の悩みや困りごとの相談に応じます。相談を受けたことを他人に漏らすことはありません。

あなたの地区の民生委員は、

\_\_\_\_\_ さんです。

あなたの世帯の担当員（ケースワーカー）は、

\_\_\_\_\_ です。



